官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（総務六八）　二
○特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令施行規則（国土交通五四）　三
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件の一部を改正する告示（厚生労働二〇六）　四
○特掲診療料の施設基準等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示（同二〇七）　五
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件（同二〇八）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同二〇九）　五
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める件（農林水産六四八）　六
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める件（同六四九）　六
○特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の規定に基づき、特許庁長官が定める電磁的記録の複製のファイル形式の件（特許庁七）　六
○特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の規定に基づき、特許庁長官が定める光ディスクの一部を改正する件（同八）　七
○気象業務法施行規則第二十条第一項第一号の規定による養成課程を定める件の一部改正（気象庁三）　七
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三七）　七
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件（財務一二六）　七
○保安林の指定をする件（農林水産六五〇～六六〇）　九
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（国土交通五九二）　九
○登録講習機関の休廃止の届出があった件（同五九三）　一〇
○登録更新講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（同五九四）　一〇
○浄化槽の型式を認定した件（北陸地方整備局二八）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局七七、七八）　一〇
〔国会事項〕
内閣　法務省　札幌市　一〇
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一〇
〔公　告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一二
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一二
特殊法人等
企業年金基金清算人就任関係　三〇
会社その他